官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務一二一）　一
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府一二二）　二
○二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件（総務三九一）　四
○電波法第百三条の二第二項及び別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（同三九二）　五
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二九四）　九
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一六三一～一六四二）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一六四三）　二六
○航空保安無線施設の設置及び変更に係る告示について（国土交通一三一五）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター令和七事業年度財務諸表、企業年金基金清算結了・清算人退任、首都高速道路株式会社都市計画事業関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　六
会社その他
会社決算公告　七

## 省令

○総務省令第百二十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十九日

総務大臣　藤井比早之